令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

82

学　校　名	福岡県立朝倉光陽高等学校
課程又は教育部門	全日制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第２条」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめ問題は学校における最重要課題の一つであり、本校においても、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うこととする。

また、職員はすべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者やその他関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めることとする。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）時を守る習慣を身に付け、授業中の正しい姿勢や聞き方の指導など、授業規律の徹底を行う。また、言語活動の場を設定し、根拠等を考えて理解を深める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するなど分かる授業を目指す。

（２）ボランティア活動やインターンシップ等を通して、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、自ら気付く・学ぶ機会を提供するとともに相手の立場に立ち、相手の思いを理解する力を培わせる。

（３）学校行事やボランティア活動等を通して、人と関わることの喜びや大切さに気付かせるとともに、互いに関わりながら絆を深め、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

（４）学級活動やホームルーム活動等を通して、道徳教育や人権教育を推進し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養わせる。また、ストレスを生まない学校づくりを進め、少しのストレスであっても負けない、ストレスをコントロールできる力を身に付けさせる。

（５）いじめのない環境で部活動を実施するために、顧問等は、部室等の管理を必要に応じて実施し、部活動に参加する生徒に対して面談等を実施することで適切に指導・助言を行う。また、問題があれば、管理職に報告し、部内だけで抱え込むことがないようにする。

（６）教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする例も見られる。したがって全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に２回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題や発達障がい・性同一性障がい等きめ細やかな対応が必要な生徒に関する職員研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化しないよう、校内研修や公開授業を年間計画に位置付け実施する。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。また、集めた情報を確実に共有し、速やかに対応することが求められる。

（２）いじめの早期発見のための措置

①早期発見のために、気になる変化や行為について拡大学年会やいじめ対策委員会等を活用し、職員が共有できるようにしておく。また、休み時間や放課後の雑談、部活動の様子に気を配り、学級日誌の点検など今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを意識的に行い、見えない所で発生している被害に気付き早期発見に努める。

②学校生活アンケートやいじめアンケートを実施し、定期的な個人面談を行ったり、相談箱の設置をしたりするなど、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気作りに努める。また、家庭訪問や保護者用のいじめチェックシートなどを配布することによって、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。その際、保護者の意見に対し、いじめの可能性がある場合、事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

③暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先し、担当者に報告する。

④これらにより集まった情報については、教職員全体で共有し、速やかに対応する。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめも多発しており、教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して適切に対応する。けんかやふざけ合いなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め、調査を行う。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織（本校においては、いじめ対策委員会）による認知をする。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合や心身の苦痛を感じていても周

囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない生徒もいることにも配慮し、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめの発見・通報を受けたときは、職員の情報共有と疑いのある事案を把握した段階で管理職が県教育委員会へ第一報を行う。

②ささいな兆候であっても、見えない所で被害が発生しているかもしれないという認識のもと、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様とし、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。その後はいじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、すみやかに教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

④いじめた生徒に対する指導が十分な効果を上げることができず、その行為が犯罪であると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通す。尚、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないように努める。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

②事実関係は家庭訪問などを行い、迅速に保護者に伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くと同時に、保護者の気付きや気持ちを傾聴する。また事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

③いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作り、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を確保する。また状況に応じて、心理士や警察官経験者など専門家の協力を得る。

④いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいる」こと「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことの２つの要件が満たされている必要がある。いじめが解消したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に保護者へ提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理士や警察官経験者など専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

②事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす

行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう特別の指導計画、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

②いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいる」こと「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことの２つの要件が満たされている必要がある。すなわち、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、いじめに係る行為が止み、被害生徒が心身の苦痛を感じず、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消と判断するべきである。したがって、全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報の発信停止や削除を求めるなどの具体的な方法を生徒・保護者に助言する。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるとともに生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

②早期発見の観点から、学校生活アンケートやいじめアンケートを通して、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口など、関係機関を紹介する。

③ネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解を求める。

（７）いじめの解消

いじめの解消については、毎月行われるいじめ対策委員会で、被害生徒のその間の状況や心身の状態などを勘案して検討した上で、学校がいじめの事実を把握してから３ヵ月を目途に学校長が判断する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやＳＮＳ等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必

要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

次に掲げる場合には、その事態に対処し当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに県教育委員会を通じ県知事に報告するとともに、いじめ対策委員会を開き、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

①いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）調査結果の提供及び報告

調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、重大事態の事実関係、今後の事態防止策等その他の必要な情報を適切に提供する。尚、これらの情報の提供に当たっては他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、提供する。また、事実関係、今後の事態防止策、保護者の調査結果に対する所見等の調査結果については、県教育委員

会を通じ県知事に報告する。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ対策委員会

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。調査にあたっては、対策組織への第三者の参加を図る。

②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

７　学校評価

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを PDCA サイクルに基づき行う。

①評価目標としては、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談等が適切に行われ、いじめ防止につながっているかを評価する。

②評価方法としては、いじめ対策委員会における教育活動の観察や意見交換等を通じて、評価する。また、学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ評価を行う。